

延岡市障がい者雇用推進事業委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この要領は、本市が「障がい者雇用推進事業」を実施する業務の受託候補事業者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するため実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 延岡市障がい者雇用推進事業
- (2) 業 務 内 容 延岡市障がい者雇用推進事業委託仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 見積限度額 3,926,000 円

※消費税及び地方消費税相当額を含む

※注意事項：見積限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものである。

3 担当部署

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 健康福祉部 障がい福祉課 担当：甲斐 健吾

Tel：0982-20-7252

Fax：0982-21-0203

E-mail：syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp

4 選定方式

本実施要領に記載する企画提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託候補事業者を本プロポーザルで選定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の発注により、福祉に関する相談支援業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他の法人であること。
- (2) 延岡市内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による差押等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税、その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (7) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (8) 延岡市税及び国税について滞納がないこと。
- (9) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10) 参加申込書の提出期限から受託候補事業者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

※なお、応募以後、上記の参加資格を満たさないと判断された場合、受託候補事業者となることできない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

6 実施スケジュール

	項目	期間等
①	実施要領等の公開	令和 7 年 9 月 2 日（火）
②	参加表明書提出期限	令和 7 年 9 月 19 日（金）
③	参加資格確認結果通知日	令和 7 年 9 月 22 日（月）
④	質問書の受付期限	令和 7 年 9 月 16 日（火）
⑤	質問の最終回答日	令和 7 年 9 月 17 日（水）
⑥	企画提案書提出期限	令和 7 年 10 月 2 日（木）
⑦	審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 10 月上旬から中旬
⑧	選定結果通知	令和 7 年 10 月中旬
⑨	契約締結	令和 7 年 10 月中旬

※ただし、各日程等については変更の可能性がある。

7 参加表明書及び資格確認書類等の提出について

参加希望者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

(1) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を 1 部ずつ提出すること。

② 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

②延岡市税に滞納が無いことの証明（令和 7 年 6 月 22 日以降に発行されたものに限る。写し可。）

※延岡市に課税されている場合に限る。

③国税に滞納が無いことの証明（令和 7 年 6 月 22 日以降に発行されたものに限る。写し可。）

- ④現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（令和 7 年 6 月 17 日以降に発行されたものに限る。写し可。）
- ⑤暴力団排除に係る誓約書兼照合承諾書（様式 2 号）
- ⑥関連業務等実績（様式 3 号）
- （2）提出期限
令和 7 年 9 月 19 日（金） 午後 5 時 00 分まで（必着）
- （3）提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、担当部署宛てに提出すること。
- （4）参加資格確認結果通知
令和 7 年 9 月 22 日（月）までに参加表明者に対し個別に通知する。
- （5）辞退届の提出
参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8 号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）で担当部署宛に提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。
- （6）その他
提出された書類の内容に疑義が生じた場合には、別途必要書類を提出させることがある。

8 質問と回答

- （1）質問書の提出
本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式 4 号）により提出すること。
- （2）提出期限
令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 5 時 00 分まで（必着）
- （3）提出方法
電子メールにて担当部署宛に提出すること。電子メールの件名は「延岡市障がい者雇用推進事業に関する質問」とすることとし、送信後、必ず担当部署に受信確認の電話連絡を行うこと。
- （4）質問書の回答
質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 17 日（水）までに延岡市ホームページにて随時行うこととし、個別での回答は行わない。
なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

9 企画提案書の提出

- 本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。
- （1）提出書類
 - ①企画提案届出書（様式 5 号）
様式に従い記載する。
 - ②提案者の概要（任意様式）
名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等を記載する。

③企画提案書（任意様式）

- ・別紙「延岡市障がい者雇用推進事業委託仕様書」の「業務内容」に掲げる項目について、提案書を作成すること。
- ・仕様書の内容のほか、本市又は本事業に資する独自の提案事項があれば記載すること。
- ・提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

④関連業務等実績（様式3号）

参加表明の際に提出したものと同様のもの。

⑤見積書（様式6号の1から2まで）

また、見積書及び見積内訳書は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含めた金額を記載すること。

（2）作成要領

提出書類はA4サイズとし、片面印刷とすること。A3サイズの資料を挿入する場合は、片面印刷を片袖折にし、A4サイズにすることも可とする。

（3）提出部数

- ①～⑥の順序で製本し、インデックス等を付け、簡易なA4ファイル等で提出すること。
- ・正本：1部（企画提案届出書に代表者印押印のもの。）
- ・副本：7部（正本の写し。ただし、副本には②の書類は不要とする。また、選定の公平性を確保するため、提案者が特定されないよう事業者名、ロゴ等を記載しないか又は黒塗りすること。）

（4）提出期限

令和7年10月2日（木） 午後5時00分まで（必着）

（5）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、担当部署宛てに提出すること。

10 審査

受託候補事業者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、審査を行う。

（1）審査基準

別紙「延岡市障がい者雇用推進事業プロポーザル審査基準」のとおり。

（2）審査会

企画提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案を行った者を受託候補事業者として選定する。

① 日程

令和7年10月上旬から中旬 ※詳細な日程及び場所は別途通知する。

②所要時間

1 提案者につき、40分以内とする。

（準備：5分以内、プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：15分以内）

③出席人数

3人までとし、可能な限り本業務の担当者となる者を含むものとする。

④貸出物品

机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは延岡市が用意する。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

⑤選定結果通知

令和7年10月中旬に、審査会に出席したすべての提案者に個別に通知する。

⑥提案者が多数の場合

提案者数が4者以上の場合には、担当部署において、審査基準の業務遂行能力について評価し、上位3者を審査会の参加者とする。審査会への参加の可否については、すべての提案者に対し、審査会日程等の通知の際に併せて通知する。

⑦その他

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。
- ・プレゼンテーションの開始時刻に間に合わなかった場合は失格とする。

11 審査方法等

(1) 受託候補事業者の選定方法

- ①本プロポーザルの審査は、失格者を除き、審査会において選定委員会の審査で最高点を得た者を受託候補事業者として選定するものとする。
- ②同一の合計点数により最高点の提案者が複数となった場合には、審査基準の提案内容の評価の合計点が最も高い提案者を受託候補事業者とし、同項目の合計点が同一だった場合には、選定委員会の委員長が決定するものとする。
- ③上記にかかわらず、合計点数が全体の6割未満の場合には、受託候補事業者として選定しない。

(2) 提案者数が1者の場合

審査会において、合計点数が全体の6割以上の得点を獲得した場合に限り、本プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託候補事業者として決定する。

(3) 審査の経緯等

審査の経緯及び内容については非公開とする。

12 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、本要領に反した場合、提案にあたり著しく信義に反する行為を行った場合等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

13 契約手続

(1) 契約の締結

受託候補事業者と延岡市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成 12 年規則第 16 号）第 26 条及び第 27 条の定めによる。

(3) その他

①契約代金の支払は、完工払いとする。

②受託候補事業者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式 8 号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補事業者とする。

14 選定結果の公表

選定結果は審査会の結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

①受託候補事業者

②受託候補事業者の次順位者

15 その他留意事項

(1) 提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出された書類の訂正及び差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補事業者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、延岡市情報公開条例に基づき対応する。

④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

⑤提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補事業者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。

(2) その他

①本プロポーザルに係る費用については、審査会に出席する交通費等を含め、すべて提案者の負担とする。

②企画提案書及び見積書は、1 提案者につき 1 提案に限る。

③審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。